

参考資料①

関連法令・監督指針
(抜粋)

専門用語集

目次

2.	「生命保険における保険給付の内容としての現物給付」	2
3.	「保険料積立金等の支払」	7
5.	「保険募集」	10
7.	「損害保険会社に対する先取特権」	43
8.	「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」	44
	専門用語集	45

2. 「生命保険契約における保険給付の内容としての現物

給付」関連条文

○ 商法

第六百七十三条 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ス

○ 保険業法

(業務の範囲等)

第九十七条 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

第九十七条の二 保険会社は、内閣府令で定める資産については、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

2 前項に定めるところによるほか、保険会社の同一人（当該同一人と内閣府令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。）に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

3 保険会社が子会社その他の内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、合算して内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者、船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

二 債務の保証

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

四の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

四の三 短期社債等の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

五 有価証券（第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の私募の取扱い

六 取引所金融先物取引等（資産の運用のために行うものを除く。）

- 七 金融先物取引の受託等
 - 八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
 - 十 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）（資産の運用のために行うものを除く。）
 - 十一 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 4 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する特定短期社債をいう。
- 6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
 - 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債の発行）に規定する短期商工債
 - 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
 - 四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
 - 五 第六十一条の十第一項に規定する短期社債
 - 六 前項に規定する特定短期社債
 - 七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
 - 八 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
 - イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
 - ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、口の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

7 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

8 第一項第六号の「取引所金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項又は第十一項（定義）に規定する取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等をいう。

9 第一項第十号の「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、証券取引法第二条第八項第三号の二（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

（他業の制限）

第百条 保険会社は、第九十七条及び前二条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。

○ 保険業法施行規則

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

ニ 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であって、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）

四 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行（前号に該当するものを除く。）

五 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）の投資顧問業（同条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）及び投資一任契約（同条第四項に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

（業務の代理又は事務の代行の認可の申請等）

第五十一条の二 保険会社は、法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可

申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができることと認められること。

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。以下この条において同じ。）の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。

三 他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

（金銭債権の証書の範囲）

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号において同じ。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証書

四 貸付債権信託の受益権証書

四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項（定義）に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 法第九十八条第一項第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（金融等デリバティブ取引）

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた

額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）
 - 三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）
 - 四 金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引（前三号に該当するものを除く。以下「店頭金融先物取引」という。）
 - 五 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）
 - 六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）
 - 七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）
 - 八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）
- 2 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

3. 「保険料積立金等の支払」関連条文

○ 商法

(戦争・変乱による免責)

第六百四十条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

(契約無効の場合の保険料の返還)

第六百四十三条 保険契約ノ全部又ハ一部力無効ナル場合ニ於テ保険契約者及ヒ被保険者力善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保険者ニ対シテ保険料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

(保険者の破産手続開始の決定)

第六百五十一条 保険者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効カヲ生ス

2 前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ為サル保険契約ハ破産手続開始ノ決定ノ後三个月ヲ経過シタルトキハ其効カヲ失フ

(責任開始前の契約解除)

第六百五十三条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

(責めに帰すべき事由に基づく危険の変更増加による契約の失効)

第六百五十六条 保険期間中危険カ保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効カヲ失フ

(責めに帰すことのできない事由に基づく危険の変更増加による契約の解除)

第六百五十七条 保険期間中危険カ保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効カヲ生ス

2 前項ノ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者力危険ノ著シク変更又ハ増加シタルコトヲ知りタルトキハ遅滞ナク之ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保険者ハ危険ノ変更又ハ増加ノ時ヨリ保険契約力其効カヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

3 保険者力前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ変更若クハ増加ヲ知りタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為サルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

(保険者の法定免責事由)

第六百八十条 左ノ場合ニ於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス

一 被保険者力自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

二 保険金額ヲ受取ルヘキ者力故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者力保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

三 保険契約者力故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ

2 前項第一号及ヒ第二号ノ場合ニ於テハ保険者ハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

(損害保険に関する規定の準用)

第六百八十三条 (略)

2 第六百四十条、第六百五十一条、第六百五十三条、第六百五十六条及ヒ第六百五十七条ノ場合ニ於テ保険者力保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

○ 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 (略)

○ 保険業法

(免許審査基準)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一・二 (略)
 - 三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ～ハ (略)
 - ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ホ その他内閣府令で定める基準
 - 四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
 - ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ハ その他内閣府令で定める基準
 - 2 (略)
- (解散後の保険契約の解除)

第一百七十七条 (略)

2 (略)

- 3 前二項の場合においては、清算保険会社等は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失つた時において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料その他内閣府令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。

○ 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一～二の二 (略)
- 三 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。
- 三の二～五 (略)
- 六 保険契約者に対して、第五十三条第一項第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、

当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

七 (略)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準)

第十二条 法第五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

二・三 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

四～十 (略)

2～4 (略)

○ 保険会社向けの総合的な監督指針

II-3 業務の適切性

II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(2) 法第300条第1項第1号関係

② ア 「契約概要」の項目

(コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

イ 「注意喚起情報」の項目

(キ) 解約と解約返戻金の有無

IV 保険商品審査上の留意点等

IV-1-9 逡増定期保険

低解約返戻金、無選択型商品、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取り扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

IV-1-10 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。

IV-2-1 逡増定期保険

(2)各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。

IV-5-1 保険料

(3)予定発生率・損害額又は予定解約率については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補正が行われているか。

IV-5-3 契約者価額

解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

5. 「保険募集」関連条文

1. 説明義務、書面交付

○ 保険業法

(業務運営に関する措置)

第百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

○ 保険業法施行規則

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置
 - イ 特別勘定に属する資産（以下この号、第五号及び第六号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法
 - ロ 資産の運用方針
 - ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確実であること。
- 二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（第八十三条第三号に掲げる保険契約のうち、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）を保険契約者とするものを除く。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置
- 三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置
- 四 既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（第十条第二号の規定にかかわらず、被保険者のために積み立てられている額をいう。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に

掲げる事項を記載した書面の交付（イに定める事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法による。）により、説明を行うことを確保するための措置

イ 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料（普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする。）、保険料払込期間その他保険契約に関して重要な事項

ロ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

五 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項（当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの）を記載した書面を交付するための措置

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があったときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置

七 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

七の二・七の三（略）

八 日本における元受保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、当該イ又はロに定める事項の説明を行うことを確保するための措置

イ ロに掲げるもの以外の保険契約 当該保険募集に係る保険契約が法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（以下「補償対象契約」という。）に該当するかどうかの別又は保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号。以下この号において「保護命令」という。）第一条の六第二項（法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間（既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間）が五年を超えることとなるもの（その保険料又は責任準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの（保護命令第五十条の五第三項括弧書（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する予定利率が用いられているものを含む。）に限る。） 次の（１）及び（２）に掲げる事項

(1) イに定める事項

(2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。）に係る当該保険契約が保護命令第五十条の五第二項（保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。）及び保護命令第一条の六第二項又は保護命令第五十条の十四第二項（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）の規定の適用を受けること。

九 生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

十 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行う

ことを確保するための措置

- 2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の規定により当該書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 (略)

○ 保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点

保険会社は保険募集にあたって顧客保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。

- (1) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。
- (2) 保険契約者との取引にあたっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。
- (3) 変額保険及び外貨建保険等、保険契約者がリスクを負っている商品の販売を行うにあたっては、保険契約者に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ必ず保険契約者から説明を受けた旨の確認を行うための方策を講じているか。
- (4) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。
- (5) 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。

Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

- (1) 規則第 53 条から第 53 条の 10 までに規定する措置などが適正に実施されているか。
- (2) 規則第 53 条、第 53 条の 4、第 53 条の 6 及び第 53 条の 8 から第 53 条の 10 までに規定する措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。
- (3) 当該措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (4) 規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第 10 条第 3 号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第 30 条の 5 第 1 項第 1 号（社員配当準備金）、規則第 70 条第 1 項第 1 号ロ（未経過保険料）第 3 号（払戻積立金）及び第 4 号（契約者配当準備金等）等が含まれる。
- (5) 規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が次のとおりとなっているか。
 - ① 規則第 53 条第 1 項第 4 号イに規定する事項について、書面に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。
 - ② 上記①にかかわらず、次に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 53 条第 1 項第 4 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を交付して対比することも可能とする。

- ア. 保険種類が異なり、かつ、既契約及び新契約（いずれも特約を含む。）の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。
- イ. 複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の契約内容やシステム上の問題等により、記載項目毎に対比して記載（上記①をいう。）しない合理的な理由があるもの。
- ③ 上記②の書面により代替する場合には、当該書面の交付にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じる。
- (6) 規則第 53 条第 1 項第 4 号に規定する既契約と新契約の対比が適切に行われているか。なお、同号に規定する「その他保険契約に関して重要な事項」とは、次に掲げる事項をいう。
- ・ 保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項
- (7) 規則第 53 条第 1 項第 4 号ロに規定する保障内容を見直す方法が交付する書面に適切に記載されているか。なお、同号に規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、次に掲げる方法をいう。
- ① 既契約に特約を中途付加する方法
 - ② 既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法等
- (8) 規則第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。また、職員並びに営業職員及び募集代理店による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (9) 規則第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる書面及び団体年金など特別勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以下の事項が記載されているか。
- ① 当期の運用実績の推移
 - ② 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析
 - ③ 今後の運用方針
- (10) 規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2 に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。
- (11) 規則第 53 条第 1 項第 7 号の 3 に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。
- ① 同号ロに掲げる「基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移」については、当該指標の水準が概ね把握できるような、適切な区分により記載してもよいこととする。
 - ② 同号ハに掲げる「その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項」については、基礎率変更権行使基準に該当しても、当該行使基準を行使しない理由（経営判断の理由）その他参考となる事項を記載するものとする。
- (12) 規則第 53 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。
- (13) (略)
- (14) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び同項第 2 号に規定する保険（損害を填補することを約した保険

を除く。)の契約について、

- ① 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下、(14)において「他の保険契約」という。）を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除抑制のための十分な体制が整備されているか。
- ② 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、保険金額の妥当性（過大でないこと）を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

ア. 会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

イ. また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

- ③ 保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
- ④ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

- (15) 規則第53条の7に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。
- (16) 規則第53条の7に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

(「Ⅱ-3-3-2 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-6 (2) ②」も参照のこと。)

(注) 第2分野の保険商品については、「Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1)」、団体保険又は団体契約、財形保険については、「Ⅱ-3-3-2 (2) ② (注)」、「Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注2)」と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。

- ① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会（社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会）の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。
- ② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。
(「Ⅱ-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)

ア. 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。

(注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について

重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫。

イ. 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。

(注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。

ウ. 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項(保険期間、保険金額、保険料等)については、その具体的な数値が記載されているか。

(注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。

エ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。

(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。

オ. 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。

③ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。

ア. 当該書面を読むことが重要であること。

イ. 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。

ウ. 特に、乗換(法第300条第1項第4号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込をさせ、又は新たな保険契約の申込をさせて既に成立している保険契約を消滅させること)、転換(規則第53条第1項第4号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること。)の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。

④ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。

(注1) 「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。

(注2) 顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。

⑤ 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。

ア. 電話による場合

募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法

イ. 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法

ウ. インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法

(注1) 上記③に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明にかえることが考えられる。

(注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。

(注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等にかえて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

- ⑥ 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。

- (17) 規則第53条の7に規定する措置に関し、保険会社等において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

(注1) 第2分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を対象とする。

(注2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは対象としない。なお、この場合において、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下のような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。

① 意向確認書面の作成・交付

契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。

② 意向確認書面の記載事項

意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。

ア. 顧客のニーズに関する情報

契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを確認するために、最低限必要と考えられる顧客のニーズに関する情報を収集のうえ、記載するものとする。例えば、記載すべき顧客のニーズに関する情報としては以下のようなものが考えられる。

(ア) どのような分野の保障（補償）を望んでいるか。

（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンや三大疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）

(イ) 貯蓄部分を必要としているか。

(ウ) 保障（補償）期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場

合はその旨

(注) 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品については、例えば、収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報を含む。なお、市場リスクとは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれをいう。

イ. 当該保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由

ウ. その他顧客のニーズに関して特に記載すべき事項

例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。

(ア) 当該保険商品では顧客のニーズを全部又は一部満たさない場合はその旨

(イ) 特に顧客から強く要望するニーズがあった場合や個別性の強いニーズを顧客が有する場合はそのニーズに関する情報

(ウ) 当該保険商品が顧客のニーズに合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨

エ. 募集人等の氏名・名称

顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。

③ 顧客のニーズに関する情報の収集

募集人等は、意向確認書面を作成するために必要となる顧客のニーズに関する情報（上記②ア. 及びウ.）の収集に、出来る限り努めることとされているか。

(注) 顧客のニーズに関する情報を収集する際には、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示等）や銀行の窓口販売における弊害防止措置など関係法令等を遵守すること。

④ 意向確認書面の記載方法

意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。なお、顧客のニーズに関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客のニーズに関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客のニーズに関する情報（上記②ウ.）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。

⑤ 意向確認書面の確認・交付時期

意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険商品が顧客のニーズと合致しているか否かの確認を行っているか。また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付しているか。なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。

⑥ 意向確認書面の記載内容の確認・修正

意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客のニーズに関する情報（上記②ア. 及びウ.）については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。

⑦ 商品内容に関するニーズの確認

顧客が申込を行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。

⑧ 意向確認書面の媒体等

意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされているか。なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。また、当該書面は募集人等と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社等においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。

(注) 電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。

⑨ 顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応

顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致するか否かを募集人等・顧客双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成・交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。

⑩ 意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客のニーズに関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等適切な措置が講じられているか。

⑪ 意向確認書面の適用範囲

意向確認書面については、ア. 特に顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる保険商品であって、かつイ. 募集人等が保険商品の販売・勧誘を行うに際し、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をする募集形態、に該当する場合について適用される。

(注1) 上記ア. に該当する保険商品としては、以下のものが考えられる。

- ・変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品
- ・第1分野の保険商品及び第3分野の保険商品（但し、海外旅行傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）及び保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。）

(注2) 上記イ. に該当しない募集形態とは、例えば、保険商品の特性からその仕組みが極めて単純であること等により、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をしなくとも、契約概要・注意喚起情報等の書面における記載及び募集人等による当該保険商品の説明により、顧客が自ら顧客のニーズに合致するか否かを判断できる募集形態をいう。なお、電話・郵便・インターネット等の非対面の方式による募集の場合においても、電話により顧客のニーズに関する情報を交換する場合や、インターネット等において入力された顧客ニーズに関する情報に基づき、電磁的方法により募集人等が特定の保険商品の推奨を行う場合など、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報を交換する場合は、上記イ. に該当する募集形態であることに留意すること。

⑫ 意向確認書面の適用範囲外の保険商品における顧客のニーズの確認

必ずしも意向確認書面の作成・交付を要しない場合についても、以下のような措置によ

り顧客のニーズに合致した保険商品の販売が行われているか。

ア. 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等が適切に定められているか。

(注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

(ア) 保険商品の複雑性、保険期間の長短、保険料や保険金額の多寡、募集方法（対面か非対面か）等を考慮した社内規則等となっているか。

(イ) 顧客が申込を行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項について、顧客に対して、再確認を促すような方法が定められているか。顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項とは、商品ごとに、例えば、以下の項目が考えられる。

・変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品

収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報

・自動車保険

若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の契約条件など

・火災保険

保険の目的、補償対象の評価方法（再調達価額・時価）、地震保険の付保の有無など

(ウ) 事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうるものとなっているか。

イ. ア. の社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

⑬ 顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応

顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。

⑭ 募集人等が取り扱える保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。

(18) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。

(注) 非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。

① 例えば、電話の場合は口頭、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、顧客に対して契約内容の確認を求めると。

② 申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付することが困難な場合は、申込後遅滞なく郵送等の方法により交付すること。

(19) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注) トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。

2. 禁止行為

○ 保険業法

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
 - 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
 - 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
 - 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
 - 五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
 - 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
 - 七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為
 - 八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為
 - 九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為
- 2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

○ 保険業法施行規則

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 何らの名義によってするかを問わず、法第三百条第一項第五号に規定する行為の同項の規定に

よる禁止を免れる行為

- 二 法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第二百十九条第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為
 - 三 保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為
 - 四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為
 - 五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為
 - 六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第六号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為
 - 七～十五 （略）
 - 十六 生命保険募集人（生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）、損害保険代理店及び少額短期保険募集人（少額短期保険業者の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
 - 十七 その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
 - 十八・十九 （略）
- 2～8 （略）

○ 保険会社向けの総合的な監督指針

II-3-3 保険募集態勢

II-3-3-1 適正な生命保険募集態勢の確立

生命保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、生命保険会社は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、生命保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。

(1) 生命保険募集人の採用・委託・登録

- ① 営業職員の採用、募集代理店の委託にあたって、その適格性が審査されているか。また、その審査にあたっての審査基準の規程が整備されているか。なお、募集代理店の委託にあたって、その業務遂行能力、事業目的、事業内容等について以下の点も考慮して審査が行われているか。

ア. 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内部管理態勢及び募集態勢が整備されていること。

イ. 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。

ウ. 本来の事業目的・事業内容に照らし、生命保険の保険募集を業務として行うに適した者であること。

- ② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する生命保険募集人の登録を行っているか。

ア. 保険契約の締結の勧誘

イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ. 保険契約の申込の受領

エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。

(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布

(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

- ③ 法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。

(2) 生命保険募集人の教育、管理、指導

- ① 生命保険会社においては、募集人に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、制度化されているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。

- ② 募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱等について、社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分教育が行われているか。

- ③ 内勤職員が実質的に保険募集を行い、その契約を他の生命保険募集代理店の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は生命保険募集人間でのいわゆる成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置が講じられているか。また、実行されているか。

- ④ 事務所及び募集代理店への監査等が適時適切に実施されているか

- ⑤ 募集人の挙績状況、契約の継続状況等の常時把握による管理が行われているか。保険契約

者等保護の観点から、募集人の育成状況及び募集代理店の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。

- ⑥ 募集代理店との委託契約書において募集代理店の遵守すべき事項が定められているか。
- ⑦ 一社専属制の例外の適用
 - ア. 2 以上の所属保険会社を有する生命保険募集人については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。
 - イ. 生命保険会社は、法第 282 条の規定の適用により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が令第 40 条及び告示に定める要件を満たしているか。
 - ウ. 当該要件を潜脱する等保険契約者等の保護に欠けるおそれを生ぜしめる方法による委託が行われていないか。
 - エ. 当該要件を満たさない状態が、当面 6 ヶ月以上続いている場合、適正化措置を講じているかどうか。
 - オ. なお、上記要件の適用にあたっては、以下の事項にも留意する必要がある。
 - (ア) 他の生命保険会社の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）を受託する生命保険会社の所属保険会社が、当該他の生命保険会社 1 社のみである場合についても、令第 40 条第 1 号の趣旨を踏まえ、当該受託する保険会社が同号の要件を満たす場合は、その役員又は使用人として保険募集を行う者についても、同号の要件を満たしているものであること。
 - (イ) 令第 40 条第 2 号の適用は、募集人複数名という同条第 1 号を適用できない場合を想定していること。
 - (ウ) 令第 40 条第 2 号の判定日は、個々の代理店が乗合登録をする時点で要件を満たしていればよいこと。
 - (エ) 専門性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行なう直前 1 年間若しくは乗合登録を行なう日の属する年の前事業年度とする。
 - (オ) 令第 40 条第 2 号の適用でかつ同条第 1 号の条件を満たしている乗合代理店が同条第 1 号の条件未達となった場合、一定期間の内に同条第 1 号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第 2 号適用対象の生保会社と、最先発会社との乗合のみ可とする。

II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1) 法第 282 条第 3 項関係

- ① 生命保険会社が、法第 282 条の規定の適用により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が令第 40 条及び告示に定める要件を満たしているか
- ② なお、上記要件の適用にあたっては、II-3-3-1(2)⑦オ. (ア)～(オ)の事項にも留意する必要がある。

(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係

- ① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。
- ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。
なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

ア. 「契約概要」の項目

(ア) 当該情報が「契約概要」であること

(イ) 商品の仕組み

(ウ) 保障（補償）の内容

(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

(エ) 付加できる主な特約及びその概要

(オ) 保険期間

(カ) 引受条件（保険金額等）

(キ) 保険料に関する事項

(ク) 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）

(ケ) 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）

(コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。

（変額保険、変額年金保険）

(サ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法

(シ) 特別勘定に属する資産の運用方針

(ス) 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）

(セ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等のが変動し、不確定であること。

(ソ) 上記（サ）から（セ）の項目のほか、規則第 53 条第 1 項第 5 号及び同条同項第 6 号に規定する書面を参照すること。

（外貨建て保険）

(サ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。

(シ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明

イ. 「注意喚起情報」の項目

(ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。

(イ) クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）

(ウ) 告知義務等の内容

(エ) 責任開始期

(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。

(注) 通例でないときは、特に記載すること。

(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等

(キ) 解約と解約返戻金の有無

(ク) セーフティネット

(ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。

（変額保険、変額年金保険）

(コ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確定で

あること。

(外貨建て保険)

(コ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。

(サ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明

③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。

(3) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

(4) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係

① 特別利益の提供について

保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。

イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。

ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(注) 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第 4 条第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

② 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係

ア. 生命保険会社は、生命保険募集人及び保険仲立人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

イ. 生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人（以下、「生命保険募集人等」という。）に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

ウ. 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。

(ア) 資本的關係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を有する以下に掲げる法人

a. 当該生命保険募集人等の特定関係法人

b. 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人

c. a. に掲げる法人の特定関係法人

d. a. 又は b. に掲げる法人を特定関係法人とする法人

(イ) (ア)に規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の a. から f. に掲げる者 (b. から f. までに掲げる者については、当該法人の議決権を有しない者を含む。)に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者 (法人に限る。)とする。

a. 当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の者

b. a. に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者

c. b. に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者

d. a. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人

e. d. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人

f. b. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人

(ウ) 当該生命保険募集人等との間で、役員 (非常勤を除く。)又は使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人

(エ) その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人

(オ) (エ)に定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。なお、(エ)に掲げる法人に該当するか否かの判定は実態に則して判断するものとし、次に掲げる法人の判定については (エ) の適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。

a. 生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法人の出身者で占められている場合の当該特定の法人

b. 生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人

(5) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係

① 保険契約に関する表示 (告げることを含む。以下同じ。)に関し、契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする ((6)において同じ。)。

ア. パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面

イ. ポスター、看板その他これらに類似する物による広告

ウ. 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告

エ. その他情報を提供するための媒体

② 比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には次の事項が考えられる。

ア. 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。

イ. 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。

ウ. 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。

エ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。

オ. 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。

力. 他社の保険契約の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を陥れる目的で、その短所を不当に強調して表示すること等により、当該保険契約を誹謗・中傷すること。

③ 他保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。

ア. 保険期間

イ. 保障内容（保険金を支払う場合、主な免責事由等）

ウ. 引受条件（保険金額等）

エ. 各種特約の有無及びその内容

オ. 保険料率・保険料（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）

カ. 保険料払込方法

キ. 払込保険料と満期返戻金との関係

ク. その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの。

(6) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係

① 法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

② 予想配当表示について

ア. 予想配当表示に関し、法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。

(ア) 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0（ゼロ）となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。

(イ) 配当の仕組み（配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別）及び予想配当の前提となる事項について表示しないこと。

(ウ) 特別配当（ミュー配当）を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。

イ. 予想配当表示を行い、又は、所属生命保険募集人に予想配当表示を行わせる場合には配当率が直近決算の実績配当率（確定するまでの間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には 1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は 0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。

ウ. イ. の場合において、予想配当についてア. の要件を満たした書面等が保険契約者等に提示されているか。

③ 変額保険募集上の遵守事項

変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、保険契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

④ 外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険の募集に際しては、保険契約者等の保護を図る観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号関係（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、保険契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等

の取付けを徹底しているかどうか。

(7) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係

① 規則第 234 条第 1 項第 2 号関係

「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいう。

② 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係

ア. 会社の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。

イ. 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。

(ア) 法第 110 条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値若しくは法第 111 条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下、「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、生命保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

(イ) 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

(ウ) 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該生命保険会社の保険契約の支払が保証されていると誤認させること。

(エ) 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

(オ) 他の生命保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該生命保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

(カ) 保険契約者保護機構（以下、「機構」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

③ 規則第 234 条第 1 項第 5 号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

④ 規則第 234 条第 1 項第 16 号関係

規則第 234 条第 1 項第 16 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。

⑤ 規則第 234 条第 1 項第 17 号関係

規則第 234 条第 1 項第 17 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。

(8) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係

法第 307 条第 1 項第 3 号で規定する「その他保険募集に関し著しく不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

(9) その他

- ① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、
 - ア. 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、生命保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。
 - イ. また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、生命保険募集の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。例えば、法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。
- ② 保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

II-3-3-3 団体扱契約等関係について

団体扱契約及び集団扱契約監督事務にあたっての留意点は、保険会社の経営の健全性の確保及び保険契約者等の保護の観点から、以下のとおりとする。

(1) 団体扱契約

① 団体扱契約の目的・趣旨

「IV-1-15 団体扱・集団扱の取扱い」に定める団体扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

② 団体扱契約の適用団体及び適用料率

ア. 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料取次ぎに関する団体扱契約の締結を行っているか。

イ. 適用料率は、区分された団体に応じて、適正に算出され適用されているか。

ウ. 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が団体扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

③ 集束手数料

団体の代表者に支払う集束手数料については、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

(2) 集団扱契約

① 集団扱契約の目的・趣旨

「IV-1-15 団体扱・集団扱の取扱い」に定める集団扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

② 集団扱契約の適用団体及び適用料率

ア. 保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する集団扱契約の締結を行っているか。

イ. 適用料率は、区分された集団に応じて、適正に算出され適用されているか。

ウ. 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が集団扱契約

約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

③ 集金手数料

集団代表者に支払う集金手数料については、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項（第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項（第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

① 企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約（以下、「事業保険」という。）は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

② 全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定（以下、「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

(2) 団体の範囲等の確認態勢

① 被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。

② 団体定期保険等の適用条件等が事業方法書に定められている方法により、適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。

(3) 保険金額の定め方

全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限（ただし、2,000 万円上限）とするなど、この保険の目的・趣旨（上記(1)）に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

(4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は死亡退職金の支払いに充当することが確認されている場合には、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、

イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額

従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、遺族に了知のうえ支払うこととしているか。

- ③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、弔慰金・死亡退職金等の受給者の了知を得ることとしているか。

II-3-3-5 適正な損害保険募集態勢の確立

損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適正な保険募集態勢を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。

(1) 損害保険募集人の採用・委託・登録（届出）

- ① 保険募集を専ら行う社員の採用、損害保険代理店の委託にあたって、その適格性が審査されているか。審査基準が整備されているか。
- ② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する損害保険代理店の登録及び法第 302 条に規定する届出を行っているか。

ア. 保険契約の締結の勧誘

イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ. 保険契約の申込の受領

エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

(注) 登録・届出の可否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録・届出は不要であると考えられる。

(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布

(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

- ③ 損害保険代理店の委託にあたって、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等が審査されているか。

(2) 損害保険代理店等の教育・管理・指導

- ① 募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。また、育成、資質の向上を図るための措置が講じられ制度化されているか。
- ② 損害保険会社の役職員が自ら募集した保険契約を所属代理店に付け替える（いわゆる付續契約）等の行為を排除するための措置が講じられているか。また、実行されているか。
- ③ 所属代理店に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。
- ④ 保険料の領収にあたって、次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。
- ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。
- イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。
- ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。
- ⑤ 所属代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属保険会社へ送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか。
- ⑥ 損害保険会社は、所属代理店の保険募集に関する業務内容について監査等を適切に実施し、代理店の保険募集の実態や保険料の受等の事務管理体制を把握し、適切な管理・指導等が行

われているか。また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。

- ⑦ 損害保険会社の保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導等が行われているか。

Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集

(1) 法第 295 条関係

① 自己契約

以下に留意しつつ、代理申請会社において所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理、指導をしているか。

ア. 自己契約の計算対象から除外する保険契約は、次のとおりとする。ただし、いずれの契約にあっても実質的な保険料負担は代理店以外の被保険利益を有する者が行うものに限る。

(ア) 第三者の所有物につき輸送、保管などの受託業務を行う者が、当該受託貨物につき委託者のために締結する保険契約

(イ) 輸出 C I F 又は C & I 売買契約に係る貨物海上保険契約

(ウ) 輸入 F O B 又は C & F 売買契約における本船積み込み後のリスク担保の貨物海上保険契約のうち、第三者から委託を受けて輸入する貨物に係る貨物海上保険契約

(エ) 上記 (イ)、(ウ) に準ずる国内売買契約に基づき国内相互間を輸送させる貨物に係る貨物海上及び運送保険契約

(オ) 自動車製造業者、販売業者又は陸送業者から最終需要者に引き渡されるまでの過程にある販売用自動車（販売の目的をもって製造若しくは整備された自動車）につき、当該自動車の製造業者、販売業者又は陸送業者が締結する自動車に関する保険契約

(カ) 旅行業者が旅行業法に基づき締結する主催旅行に係る保険契約

(キ) 割賦販売業者又はリース業者が販売物件又はリース物件につき締結する保険契約

イ. 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、次のとおり取り扱う。

(ア) 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。

(イ) 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。

② 特定契約

所属代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「特定契約」という。）の保険募集を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理、指導を行い、もって保険募集の公正を確保し代理店の自立化の促進に努めているか。

ア. 次に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。

(ア) 代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）

(イ) 代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。以下、ア. において同じ。）

(ウ) 法人代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後 3 年未満の者をいう。

(エ) 法人代理店への出資比率が 30% を超えるもの

(注)出資比率の算定方法

a. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人

b. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して30%を超えたときの当該個人

イ. 特定契約の保険募集を主たる目的とする代理店（以下、「特定契約取扱代理店」という。）の判定を、所属代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。

ウ. 所属代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに財務局又は財務支局へ報告がなされているか。

(注) 既存代理店に対する措置として、平成8年3月31日以前の登録代理店で、かつ、同年4月1日以降平成13年3月31日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった代理店については、当分の間、次の計算で行う。

(ア) 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約（医療費用保険及び介護費用保険を含む。）とする。

(イ) 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。

③ 自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%を超えた場合には、すみやかに改善するよう代理店を指導しているか。

(2) 法第300条第1項第1号関係

① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。

② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注1) 第2分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

(注2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

ア. 「契約概要」の項目

(ア) 当該情報が「契約概要」であること。

(イ) 商品の仕組み

(ウ) 保障（補償）の内容

(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

(エ) 付加できる主な特約及びその概要

- (オ) 保険期間
- (カ) 引受条件（保険金額等）
- (キ) 保険料に関する事項
- (ク) 保険料払込に関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）
- (ケ) 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）
- (コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。

（変額保険）

- (サ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法
- (シ) 特別勘定に属する資産の運用方針
- (ス) 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）
- (セ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること。
- (ソ) 上記（サ）から（セ）の項目のほか、規則第 53 条第 1 項第 5 号及び同条同項第 6 号に規定する書面を参照すること。

（外貨建て保険）

- (サ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。
- (シ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明

イ。「注意喚起情報」の項目

- (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。
- (イ) クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）
- (ウ) 告知義務等の内容
- (エ) 責任開始期
- (オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。

（注）通例でないときは、特に記載すること。

- (カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等
- (キ) 解約と解約返戻金の有無
- (ク) セーフティネット
- (ケ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。

（変額保険）

- (コ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること。
- （外貨建て保険）
- (コ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。
- (サ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明

③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。

(3) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に関する請求権を失うこととなる場合があるこ

と、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、顧客へ不利益となる事実を告げた場合、上記(2)に準じて適正に確認を行っているか。

(4) 法第300条第1項第5号関係

① 特別利益の提供について

保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。

イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。

ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(注) 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

② 団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、次に掲げる事項について確認を行っているか。

ア. 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。

イ. 団体や集団の定足数を満たしていること。

ウ. 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。

エ. 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。

(5) 法第300条第1項第6号関係

次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。

① 客観的事実に基づかない事実又は数値を表示すること。

② 保険契約の契約内容について正確な判断を行うに必要な重要な事項の一部のみを表示すること。

③ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にある短所を併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。

④ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類のものとの比較であるかのように表示すること。

⑤ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。

⑥ 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

(6) 法第300条第1項第7号関係

① 次に掲げるような予想配当を行っていないかどうか。

ア. 実際の配当額が、表示された予想配当額から変動し、ゼロとなる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。

イ. 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。

ウ. 配当の仕組み、支払方法その他予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。

エ. 予想配当についての前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。

オ. 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。

② 特別勘定を使用する損害保険商品に係る募集上の遵守事項

特別勘定を使用する損害保険商品の募集に際しては、満期返戻金等が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

③ 外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険（規則第 83 条第 3 号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号関係（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の取付けを徹底しているかどうか。

(7) 規則第 234 条第 1 項第 2 号関係

① 損害保険会社、損害保険会社の役員又は損害保険募集人は、保険契約者又は被保険者を威迫する行為その他これに類似する行為として以下に掲げる行為等を行っていないかどうか。

ア. 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。

イ. 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等社会的批判を招くような方法により保険募集を行うこと。

② 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為を行っていないかどうか。

(8) 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係

次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

① 法第 110 条に規定する業務報告書に記載された数値、法第 111 条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付け機関の格付（以下、「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、損害保険会社の資力、信用又は支払い能力等に関する事項を記載すること。

② 使用した客観的数値等の出所を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明をすること。

③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。

④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

⑤ 他の保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

⑥ 保険契約者保護機構の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(9) 規則第 234 条第 1 項第 5 号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で

一又は複数の保険契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

(10) 規則第 234 条第 1 項第 16 号関係

規則第 234 条第 1 項第 16 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。

(11) 規則第 234 条第 1 項第 17 号関係

規則第 234 条第 1 項第 17 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。

(12) 自動車保険関係

自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。

- ① 対人賠償責任保険及び自社の継続契約にあって、真に危険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結（継続契約を含む。）に応じるような対応及び運営が行われているか。
- ② 地域、年齢、性別等を基準に特定の保険契約のみ締結するといった業務を行わないような対応及び運営が行われているか。

(13) その他

- ① 法人の財テク等を主たる目的とした契約、当初から短期の中途解約を前提とした契約は、保険本来の趣旨を逸脱するものと考えられるが、これらを推奨するような募集活動は行っていないかどうか。
- ② 保険契約（名義変更等による契約の変更を含む。）の締結又は保険募集に関して、次の措置が講じられているか。
 - ア. 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料口を不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為の防止
 - イ. 法第 3 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に掲げる保険契約にあっては、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するための次の措置
 - (ア) 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を確認し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、損害保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の確認
 - (イ) 保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、損害保険募集人の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認
- ③ 保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

II-3-3-7 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項（第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項（第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定す

る他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

企業（個人事業主を含む。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約の場合は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った契約が適正に行われているか。

(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

他人の生命の保険契約であって災害補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、

ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、
あるいは、

イ. 被保険者または受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付けなど、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

3.

(a) クーリング・オフ

○ 保険業法

(保険契約の申込みの撤回等)

- 第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。
- 一 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。
 - 二 申込者等が、営業若しくは事業のために、又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。
 - 三 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定に基づき設立された法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。
 - 四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。
 - 五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。
 - 六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合
- 2 前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 前項前段に規定する方法（内閣府令で定める方法を除く。）により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。
- 4 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があった場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 6 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があった場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 7 特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があった場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

- 8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。
- 9 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。
- 10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

○ 保険業法施行令

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十七条の三第一項及び第四項において同じ。）又は保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合
- 二 申込者等が、自ら指定した場所（保険業者の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。
- 三 申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法により保険契約の申込みをした場合
- 四 申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを保険業者の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合（当該保険契約の相手方である保険業者若しくは当該保険契約に係る保険募集を行った保険業者又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行った場合を除く。）
- 五 申込者等が、保険会社等又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。
- 六 当該保険契約が、勤労者財産形成促進法第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。
- 七 当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき。
- 八 当該保険契約が、既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第四十五条の二 保険会社等又は外国保険会社等は、法第三百九条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た保険会社等又は外国保険会社等は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者等に対し、法

第三百九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○ 保険業法施行規則

(書面の内容等)

第二百四十条 法第三百九条第一項第一号に規定する書面には、保険契約の申込みの撤回又は解除に関する同条各項に規定する事項を記載しなければならない。

2 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の書面を申込者等(法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この項において同じ。)に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百四十条の二 法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三百九条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、申込者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、申込者等に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の申込者等が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二百四十条の三 令第四十五条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険会社等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

第二百四十条の四 法第三百九条第三項の内閣府令で定める方法は、第二百四十条の二第一項第二号に掲げる方法とする。

第二百四十一条 令第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便を利用する方法

- 二 ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法
- 三 預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法
- 四 保険会社等又は外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。）が設置した機器を利用する方法

（保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料）

第二百四十二条 法第三百九条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、当該保険契約に係る保険料として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該保険契約の保険期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下この項において「保険料期間」という。）の総日数で除した額に、当該保険料期間の開始の日から当該保険契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(b) 所属保険会社等の賠償責任

○ 保険業法

（所属保険会社等の賠償責任）

第二百八十三条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 所属保険会社等の使用人である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く。）の雇用について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

4 民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項の請求権について準用する。

7. 「損害保険会社に対する先取特権」 関連条文

○ 保険業法

(生命保険会社における保険契約者等の先取特権)

第百七条の二 生命保険会社にあつては、保険契約者（再保険に係る保険契約者を除く。）は被保険者のために積み立てた金額につき、次に掲げる権利（再保険に係る権利を除く。）を有する者はその権利の額につき、それぞれ当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。

一 保険金請求権

二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）

三 返戻金、剰余金、契約者配当に係る配当金その他の給付金（保険金を除く。）を請求する権利

2 前項の先取特権の順位は、民法第三百六条第一号（共益費用の先取特権）に掲げる先取特権に次ぐ。

8. 「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」関連条文

○ 保険業法

(免許)

第三条 (略)

2・3 (略)

- 4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。
 - 一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）
 - 二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険
 - イ 人が疾病にかかったこと。
 - ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態
 - ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡
 - ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）
 - ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと。
 - 三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であって、前二号に掲げる保険に係るもの
- 5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。
 - 一 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険（次号に掲げる保険を除く。）
 - 二 前項第二号に掲げる保険
 - 三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険
- 6 (略)

専門用語集

用語	解説
アセット・シェア方式	剰余金が生じた場合、契約者に還元する配当額を定める方式の一つ。保険料や運用収益から保険金などの支払いや事業費などの費用を控除した額を、例えば契約経過年数や保障機能の種類別の区分ごとに計算し、その収支残と責任準備金とを比較して、その差額に基づいて配当額を定める。
一時払	保険期間に対する保険料を保険契約締結時に全額払い込むこと。通常、保険料集金に関する経費の全額、契約維持に関する費用の大部分を要しないので、一時払純保険料に新契約費と若干の維持費の現価を付加した金額となる。
一般勘定	特別勘定を除いた資産を運用・管理する勘定で、ここでは一定の予定利率が契約者に保証されている。
営業保険料	保険契約者から受け取る保険料。保険金・給付金・満期返戻金の支払に充てるための純保険料部分と諸経費に充てるための付加保険料部分から構成されるが、この両者を加えたもの。通常、保険料という場合にはこれを指す。（表定保険料又は総保険料ともいう。）
解約控除金	生命保険契約の解約により、その返戻金を計算する場合、責任準備金から控除される金額。
解約返戻金	保険を解約等した場合に、契約者に払い戻されるお金のこと。
危険準備金	生命保険会社が投資リスクや異常危険の発生に備えて積立てる準備金で、責任準備金の構成要素の一つ。
危険保険料	危険保険金に対する自然保険料（1年定期保険料）のこと。
危険保険金	生命保険契約で、保険金の保険契約上の額面金額と保険料積立金の差額のこと。
契約者配当	保険契約者に対し、保険料および保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出に充てられないものの全部又は一部を配分すること。

用語	解説
自然保険料	毎年の危険率を基にして、1年毎に計算される保険料。生命保険の場合、自然保険料は危険率に比例して逡増するので、年齢の増加とともに保険料が増大して支払いが困難になる場合がある。この欠点を除く目的で個人保険では、払込期間中は保険料が一定となる平準保険料が使用されている。
支払備金	保険会社は、保険業法の規定により毎決算期に保険金、返戻金等で保険契約に基づき支払義務が発生しているが、保険金等の支出として計上していないものにつき、支払備金を積み立てることが義務づけられている。支払備金には、期末に既に報告を受けた事故につき個別に支払額を見積もる普通備金と、発生しているが未だ報告を受けていない支払額を見積もるIBNR備金からなる。
収支相等の原則	保険業を営む場合に、各危険集団から払い込まれる保険料（純保険料）の総額（収入）が、その危険集団について支払われる保険金の総額（支出）と等しくなるよう図られなければならないこと。
純保険料	保険料のうち、将来の保険金等の支払いに充てる予定の部分。
消滅時配当	生命保険会社が積立てた配当準備金中から毎事業年度末に計算した配当金のうちで、その次の事業年度中に保険金等の支払事由の発生により保険契約が消滅した場合に支払われるもの。
新契約費	保険会社が新契約獲得のために要する費用のこと。
責任準備金	保険会社が将来の保険金など、保険契約上の債務の支払いのために積み立てているお金。生保会社の場合、責任準備金は、保険料積立金、未経過保険料、危険準備金に区別して積み立てる。
蓄積保険料	危険保険料とともに純保険料を構成するもの。毎年決算に基づき次年度に繰り越し、責任準備金として積み立てられていく。主として満期保険金を支払うための財源として蓄積されるが、途中死亡者に対する死亡保険金を支払うため、その一部が危険保険料とともに充当される財源にもなっている。
チルメル式責任準備金	一般に保険契約の初年度には多額の新契約費がかかり、平準化された初年度の付加保険料だけではその経費が賄いきれないため、初年度は、次年度以降よりも純保険料から借用することによって、新契約費支出に必要な初年度経費枠を設け、次年度以降の何年かをかけて、その分を返済していく責任準備金の積立方式。ただし、乱用すると責任

用語	解説
	準備金の水準を不当に引き下げることになりかねない。考案者であるドイツのアクチュアリーの名前にちなむ。
特別勘定	運用成果を直接契約者に還元するため、他の資産と区分して経理される勘定。（変額保険の資産を運用管理する勘定など。）
トンチン式配当	一定期間（トンチン期間）有効に継続した契約者だけに配当金を支払う方法。19世紀後半にアメリカで行われていたが、現在は禁止されている。据置配当ともいう。
トンチン年金	イタリア人トンチの考案した年金制度。応募者から払込まれた元本総額に対し、それから生じる一定の利息を応募者の全員が死亡するまで支払う。ただし、元本は一切償還されず、応募者全員が死亡したときに年金事業主催者のものになるという仕組みとなっている。
標準責任準備金	保険会社が設定する保険料水準とは別に、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約の保護の観点に立って、積み立てることを求める標準とする水準の責任準備金のことをいう。
付加保険料	保険料のうち、保険事業の運営のための経費に充てられる予定の部分。保険金の支払いに与えられる予定の純保険料に対する概念。事業費には、契約募集・維持管理、保険料集金、損害調査に要する費用などのほか、営業利益を含める場合もある。
不没収条項	一般的には、保険契約者が払い込む保険料には、将来の保険事故発生のために事前に積み立てられる部分が存在するが、この積立金については、途中で保険契約が失効しても保険会社が没収することなく、契約者の権利として保証される。この不没収価額については、保険料の払込みに充当し、延長定期保険あるいは払済保険に変更するか、又は解約しこの価額を返戻金として受け取れるが、これを規定した条項を不没収条項という。
平準純保険料式責任準備金	営業保険料が平準式の場合、平準純保険料と保険金支出だけを考慮して計算する責任準備金の積み方のこと。現在、ほとんどの保険会社がこの方式で積み立てている。
平準保険料	保険料払込期間を通して一定額となるよう平準化された保険料。老年になると死亡率が増加するので、保険料が高くなるという負担上の不都合が解消される。
保険価額	保険事故が発生した場合に被保険者が被る損害額の最高見積額。

用語	解説
保険料計算の基礎率	生命保険においては、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つ。損害保険の場合は、予定損害率、予定事業費率の2つ。
未経過保険料	収入保険料のうち保険会社の危険負担責任が残存している期間（未経過期間）に対応する保険料のこと。例えば、保険期間が1年のもので、事業年度の半ばで契約、収入された保険料については、決算時点では残り半年間の危険負担責任が保険会社に残っており、それに相当する保険料の部分。
未経過保険料準備金	個々の保険契約の保険期間は通常、2つ以上の事業年度にまたがる場合が多い。よって保険者は年1回の決算時に、当該年度中の収入保険料のすべてを収益とすることはできず、保険料のうち次年度以降の未経過分を準備金として積み立てておく必要があり、この準備金を未経過保険料準備金という。
予定事業費率	保険会社で、人件費や物件費などの事業費をあらかじめ見込んで、純保険料に加えて営業保険料を算定する割合のこと。
予定死亡率	生命保険の保険料を算出する場合、基礎にする。性別、年齢別に毎年何人が死亡するかを、生命表によって予測した率のこと。

※金融庁「保険用語一行解説」より